

定 款

R I M C O F 技術研究組合

R I M C O F 技術研究組合定款

平成28年7月12日制定

第1章 総則

(事業)

第1条 本組合は、航空機メーカー、素材メーカー、大学等が協同し研究することにより、我が国の素材開発力、大学保有の高度な知識と研究設備を一つの力として航空機の軽量化の促進及び安全性の向上を図り、もって航空機事業の発展を図るために、次の事業を行う。

- (1) 組合員のために航空機等の次世代材料及び加工技術の試験研究を実施すること。
- (2) 組合員のために前号の試験研究の成果を管理すること。
- (3) 組合員に対する技術指導を行うこと。
- (4) 試験研究のための施設を組合員に使用させること。
- (5) 前各号の事業に附帯する事業。

(名称)

第2条 本組合は、R I M C O F 技術研究組合(英文名 R&D Institute of Metals and Composites for Future Industries、略称：R I M C O F) と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本組合は、事務所を東京都港区に置く。

第2章 組合員

(組合員の資格)

第4条 本組合の組合員たる資格を有する者は、その者の行う事業に本組合の行う試験研究の成果を直接又は間接に利用する者であつて、試験研究の成果を用いて製品の製造、サービスの提供、研究、ライセンス等を行う者とする。

(加入)

第5条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合に加入しようとする者は、その旨の書面をもって本組合に申し込ま

なければならない。

- 3 本組合は、加入の申し込みのあったときは、総会においてその諾否を決する。
- 4 本組合は、総会が前項の諾否を決したときは、その旨書面をもって申込者に通知する。

(自由脱退)

第6条 本組合の組合員は、90日前までに書面で予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。

(法定脱退)

第7条 本組合の組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 第4条に規定する組合員たる資格の喪失
 - (2) 死亡又は解散
 - (3) 除名
- 2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の決議によってすることができる。この場合は、本組合は、その総会の日から10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。
- (1) 費用の支払その他本組合に対する義務を怠った組合員
 - (2) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
 - (3) 本組合の名誉を著しく毀損する行為をした組合員
- 3 前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができない。

(費用の賦課)

第8条 本組合は、次に掲げる事項を考慮して、組合員に本組合の事業に要する費用を賦課することができる。

- (1) 本組合の行う試験研究の成果を利用する分量
 - (2) 本組合で実施する事業規模
 - (3) 新規に加入する組合員について、既存の組合員が過去に負担した金額
 - (4) 脱退する組合員について、脱退事業年度及びその翌事業年度に負担する金額
- 2 前項に規定する費用の賦課及び徴収の方法は、総会の決議により定める。
- 3 組合員は、前2項の費用の納付について、相殺をもって本組合に対抗することができない。ただし、将来賦課されるべき費用の納付に充てることを約して本組合に金銭を預託し、現に費用の賦課を受けた場合において当該預託した金銭の全部又は一部を当該費用の納付に充てるときは、この限りでない。

(組合員名簿の作成等)

第9条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 加入の年月日

2 組合員は、氏名又は名称及び住所又は居所を変更したときは、遅滞なく本組合に届け出なければならない。

(議決権)

第10条 組合員は、各々一個の議決権を有する。

2 組合員は、第31条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権を行うことができる。この場合は、その組合員の使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、3人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。

(守秘義務)

第11条 本組合の組合員(組合員が法人である場合には、その役員又は職員)又は組合員であった者は、本組合の事業の実施に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(使用料又は手数料)

第12条 本組合は、施設等の使用料及び事務等の手数料を徴収することができる。

第3章 事業の執行

第13条 本組合は、第1条の事業について、この定款、試験研究の実施計画及び毎事業年度の事業計画等に基づいて、適切に執行する。

第4章 役員

(役員の数)

第14条 本組合の役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 4人以上8人以内
- (2) 監事 1人

(役員を選任)

第15条 役員は、総会において、第33条の規定により選任する。

(役員資格)

第16条 本組合の理事の定数の少なくとも3分の2は、組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人（組合員たる法人に代わって本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する使用人に限る。）でなければならない。

(役員任期)

第17条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年
 - (2) 監事 4年
- 2 前項の任期は、任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員のために選任された役員任期は、その前任者又は現任者の残任期間とする。ただし、理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合においては、新たに選任された役員任期は、第1項に規定する任期とする。

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第18条 役員が欠けた場合又はこの定款で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、会計に関するものを監査する。

- 2 監事は、いつでも、会計帳簿若しくはこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対して会計に関する報告を求めることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事長等)

第20条 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事とし、必要に応じて常務理

事を置くことができることとし、理事会において選任する。

- 2 理事長は、代表理事として本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐して本組合の業務を執行し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐して本組合の業務を執行する。
- 5 理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちから理事長の代理者又は代行者1人を定める。

(役員報酬)

第21条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により定める。

第4章 会議

(理事会の権限等)

第22条 本組合の業務の執行は、理事会が決する。

(理事会の招集)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めたところに従い、他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)

第24条 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の決議)

第25条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 前項の規定により決議に加わった者は、第1項の適用についてはこれを出席した者とみなす。
- 5 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（理事会の決議事項）

第26条 理事会は、技術研究組合法（以下「法」という。）又は本定款で定めるもののほか次の事項を決議する。

- (1) 総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所
- (2) その他業務の執行に関する事項で、理事会が必要と認めるもの

（理事会の議長）

第27条 理事会においては、理事長がその議長となる。

- 2 理事長が欠席したときの理事会においては、出席した理事の中から互選された者が議長を務める。

（理事会の議事録）

第28条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 2 理事会の議事録は、開催された日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した理事の氏名その他の技術研究組合法施行規則（以下「規則」という。）第14条第3項各号に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- 3 規則第14条第4項各号に掲げる理事会の決議があったものとみなされた場合及び理事会への報告を要しないものとされた場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(通常総会の招集)

第29条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、理事会の決議を経て、理事長が招集する。

(臨時総会の招集)

第30条 臨時総会は、必要があるときはいつでも、理事会の決議を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第31条 総会の招集は、総会の日前までに、総会の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示し、書面又は電子メールにより組合員に通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、総会は、組合員全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(総会の決議事項)

第32条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更又は廃止
- (3) 試験研究の実施計画並びに毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定又は変更
- (4) 費用の賦課及び徴収の方法
- (5) 本組合の解散
- (6) 組合員の加入又は除名
- (7) 事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 法第34条第5項の規定による役員の本組合に対する損害賠償責任の免除
- (9) 毎事業年度の決算関係書類及び事業報告書
- (10) 本組合の組織変更、合併又は新設分割
- (11) 役員を選任
- (12) 損失の処理
- (13) 前各号に掲げるもののほか、理事会において必要と認める事項

(総会の議事)

第33条 総会の議事は、法又はこの定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

- るところによる。
- 2 議長は、総会において選任する。
 - 3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。
 - 4 総会においては、第31条第1項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した組合員の3分の2以上の同意を得たとき及び同条第2項の規定により招集の手続を経ることなく開催する場合は、この限りでない。

(特別の決議)

第34条 次に掲げる事項は、総組合員の過半数が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 組合の解散、組織変更、合併又は新設分割
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 法第34条第5項の規定による役員の本組合に対する損害賠償責任の免除

(総会の議事録)

第35条 総会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 2 総会の議事録は、開催された日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した理事の氏名その他の規則第51条第3項各号に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

第6章 会計

(事業年度)

第36条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の作成)

第37条 本組合は、規則第43条から第45条までに規定するところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成するものとする。

(損失の処理)

第38条 損失の処理の方法は、事業年度ごとに総会において定める。

(残余財産の処分)

第39条 本組合の解散後の残余財産の処分は、組合の事業に対して組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して、総会の決議により定めた方法により行う。

第7章 雑則

(公告の方法)

第40条 本組合の公告は、本組合の事務所の店頭に掲示する方法により行う。

(規約)

第41条 この定款で定めるもののほか、組合員の権利義務に関する事項、本組合の運営に必要な事項は、規約等で定める。

(顧問)

第42条 本組合に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本組合を代表することができない。

(事務局)

第43条 本組合に事務局を置く。

- 2 事務局に関する事項は、理事会において決する。

(参事及び会計主任)

第44条 本組合は、理事会の決議により、参事及び会計主任を選任し、主たる事務所において、本組合の業務を行わせることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、本組合の設立の登記の日から施行する。

(設立当初の事務所の所在地)

- 2 本組合の設立当初の事務所の所在地は、東京都港区芝公園3丁目5番8号

に置く。

(設立当初の役員)

3 本組合の設立当初の役員は、第15条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事長	武田 展雄
専務理事	榎本 清志
理事	佐々木 孝治
同	藤本 朗
同	村田 巖
同	磯江 暁
監事	伊牟田 守

(設立当初の役員の任期)

4 設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、設立後最初に開催される通常総会の終結の時までとする。

(第1回事業年度)

5 第1回の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、本組合の設立の登記の日に始まり、平成29年3月31日に終わる。